

短期入所生活介護事業所「静霞園」運営規程

(指定短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護)

(目的)

第1条 この規程は社会福祉法人愛信会が設置経営するにおいて実施する指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕事業（以下「事業所」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の円滑な運営管理を図るとともに、要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）の利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕を提供することを目的とする。

(運営方針)

第2条 指定短期入所生活介護の提供においては、要介護状態の利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持並びにその家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

指定介護予防短期入所生活介護の提供において、要支援状態の利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

- 2 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めるものとする。
- 3 事業所は、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて日常生活に必要な援助を妥当適切に行うものとする。
- 4 事業所は、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
- 5 指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の利用後においても、利用前と同様のサービスを受けられるよう、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めるものとする。
- 6 事業所は、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行なうとともに、その従業員に対し、研修を実施するものとする。
- 7 事業所は、サービスを提供するに当たり、法第118条の2第1項に規定する介護保険

等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 本事業所の名称は次のとおりとする。

名 称 特別養護老人ホーム「静霞園」 (以下事業所という)

所在地 土浦市東若松町3379番地

(従業者の職種、員数、及び職務内容)

第4条 本事業所の従業者の職種、員数、及び職務内容については事業所が特別養護老人ホームの空きベットを利用することに鑑み当該特別養護老人ホームの定員を65名(特養60名、短期前年度平均値5名)とみなした場合に老人福祉法並び介護保険法上必要とする員数とする。

1 管理者 1名(併設事業所等の管理者と兼務)

管理者は職員等の管理及び業務の運営管理を一元的に行う。

2 生活指導員 1名以上

利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対して、その相談に適切に応じるとともに必要な助言その他の援助を行う。

3 介護、看護職 23名以上

利用者の心身の状況に応じ利用者の自立と支援と日常生活の充実に資する。

4 栄養士 1名以上

利用者の心身の状況及び嗜好又、季節感等を考慮し献立を作成し喫食状況を調査、利用者の栄養管理を行う。

5 機能訓練指導員 1名以上(兼務)

利用者の心身の状況を踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のため機能訓練を行う。

6 調理員 6名以上

利用者の身体の状況及び嗜好を考慮したものを調理し提供する。

7 事務員 2名以上

利用者に関わる事務

※従業員は、指定介護老人福祉施設と一体的な配置とし、指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の提供を行う。

(利用定員)

第5条 指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の利用定員は次のとおりである。

・1日に事業のサービスを提供する定員は7名とする。(空床利用可)

(介護内容)

第6条 本事業所の介護の内容は次のとおりとする。

本事業の提供の開始に際しあらかじめ利用申込者又はその家族に対し、本事業の運営規程の概要、職員の勤務態勢その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行いサービスの内容及び利用期間等について利用申込者の同意を得る。

1 介護

(イ) 利用者の心身の状況に応じ、自立の支援と日常生活の充実に資するよう適切な技術をもって行う。

(ロ) 利用者を1週間に2回以上適切な方法により入浴又は清拭をする。

(ハ) 利用者の心身の状況に応じ適切な方法により排泄の自立に必要な援助を行いおむつを使用せざるを得ない者に対しては適切に取替える。

(ニ) 利用者に対して離床、着替え、整容、その他日常生活上の世話を適切に行う。

2 食事の提供

利用者の食事は栄養並びに利用者の身体の状態及び嗜好を考慮したものとし、自立支援を配慮しできるだけ離床して食堂で行う。

3 機能訓練

利用者の心身の状況等を踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のため機能訓練を行う。

4 健康管理

本事業所の医師及び看護師は常に利用者の健康の状況に注意するとともに健康保持のため適切な措置をとる。

5 相談及び援助

事業者は常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対して、その相談に適切に応じるとともに必要な助言その他の援助を行う。

6 その他のサービスの提供

利用者に対して教養娯楽並びに適宜にレクリエーション行事を行う。

7 利用者に対して送迎を行う。

(利用料)

第7条 事業の利用料金の額は、厚生大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、利用者の負担割合に応じた額とする。

2 法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した場合に利用者から支払いを受ける利用料金の額と厚生大臣が定める基準により算定した費用の額との間に、不合理な差

額が生じないようにする。

3 次条の通常の事業の実施区域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎を要する費用は次の額を徴収する。

- ・事業所から、片道おおむね10キロメートル未満 250円
- ・事業所から、片道おおむね10キロメートル以上
1キロメートル増すごとに20円加算

4 前3項のほか、食費等、別添料金表に掲げる費用を徴収する。

5 第3項から第4項の費用支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けること。

6 利用料の支払いは、現金または銀行口座振替により指定期日までに受ける。

（通常の事業の実施地域）

第8条 通常の事業の実施地域は次のとおりとする。

土浦市全域

（サービス利用にあたっての留意事項）

第9条 次に該当する場合には事業所は施設利用を拒むことが出来る。

- ・定員に空きがない場合。
 - ・利用者が危険な伝染病疾患を持ち、現在も感染の恐れがある場合。
 - ・利用者が団体生活に著しく支障を来す恐れのある場合。
- 2 次に該当する場合は利用中止をする。
- ・利用者の退所の意思が確認でき、退所後の生活に支障がない場合。
 - ・利用者が病院に入院もしくは体調不良が見られた場合。
 - ・利用者が死亡した場合。
 - ・利用者が集団生活に著しい支障を生じた場合。

（日課の励行）

第10条 利用者は、施設長や医師・看護職員・介護職員・生活相談員・機能訓練指導員などの指導による日課を励行し、共同生活の秩序を保ち、相互の親睦に努める。

（衛生保持）

第11条 利用者は施設の清潔・整頓・その他環境衛生の保持の為に施設に協力する。

（禁止行為）

第12条 利用者は、施設内で次の行為をしてはならない。

- ・宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、又は自己の利益の為に他人の自由を侵すこと。
- ・喧嘩、口論、泥酔などで他の入所者等に迷惑を及ぼすこと。
- ・施設の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
- ・指定した場所以外で火気を使用すること。
- ・故意に施設もしくは物品に損害を与え、又はこれを持ち出すこと。

（緊急時における対応方法）

第13条 本事業所の職員は利用者の心身の状況に異変その他緊急事態が生じたときは速やかに主治医あるいは協力医療機関へ連絡し適切な措置を講ずるとともに遅滞なく家族に連絡する。

(非常災害対策)

第14条 管理者は、非常災害に備え、施設の点検整備、避難、救出訓練等を実施する。また、防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- (1) 防火管理者は事業所の施設長を当て、火元責任者には各部所の責任者を当てる。
- (2) 始業時・終業時には、火災危険防止のため自主的に点検を行なう。
- (3) 非常災害用の設備点検は契約保守業者に依頼する。点検の際は防火管理者が立ち会う。
- (4) 非常災害設備は常に有効に保持するよう努める。
- (5) 火災発生や地震等の災害が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防団を編成し、任務の遂行に当たるものとする。
- (6) 防火管理者は従業員に対して防火教育、消防訓練を実施すると共に訓練等に地域住民の参加等、協力体制構築に努めるものとする。
 - ① 防火教育及び基礎訓練（消火・通報・非難）・・・・・・・・年1回以上
 - ② 利用者を含めた総合訓練・・・・・・・・年2回以上
 - ③ 非常災害用設備の使用法の徹底・・・・・・・・随時
- (7) その他の必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

(事故発生時の対処及び損害賠償)

第15条 サービス提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村・家族・主治医等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。

- 2 サービス提供により損害すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。ただし、施設の責任の有無によりこの限りではない。
- 3 事故が発生した時又はそれに至る危険性がある事態が生じた時に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業員に周知徹底する体制を整備する。
- 4 事故発生の防止のために安全対策担当者を選任し、委員会及び介護職員その他の従業員に対する研修を定期的に行うと共に組織的な安全対策体制を整備する。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第16条 管理者は、虐待発生の防止に向け、本条各号に定める事項を実施するものとする。また、管理者は、これらの措置を適切に実施するための専任の担当者とする。

- (1) 虐待防止検討委員会を設ける。その責任者は施設長とする。
- (2) 虐待防止検討委員会は、職員への研修の内容、虐待防止のための指針策定、虐待等の相談・報告体制、虐待を把握した際の通報、虐待発生時の再発防止策の検討等を行う。なお、本虐待防止検討委員会は、場合により他の委員会と一体的に行うほか、テレビ会議システム等を用いて実施する。
- (3) 職員は、年2回以上、虐待発生の防止に向けた研修を受講する。

- (4) 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、責任者は速やかに市町村等関係者に報告を行い、事実確認のために協力する。また、当該事案の発生の原因と再発防止策について、速やかに虐待防止検討委員会にて協議し、その内容について、職員に周知するとともに、市町村等関係者に報告を行い、再発防止に努める。

(秘密保持)

第17条 本事業所の職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を厳守すること。

- 2 職員であった者が業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう必要な措置を講ずる。

(苦情処理)

第18条 提供した本事業の利用者からの苦情に対して迅速かつ適切に対応するため受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者又は家族に対する説明、記録の整備。その他必要な措置を講ずる。

(その他運営についての留意事項)

第19条 事業所は、従業員の資質の向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後1カ月以内

(2) 継続研修 随時

- 2 従業員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を厳守する。
- 3 従業員であった者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を従業員との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は、この事業を行うため、ケース記録、利用者負担金領収簿、その他必要な記録、帳簿を整備する。
- 6 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

〃 平成16年4月1日より修正施行する。

〃 平成17年10月1日より修正施行する。

〃 平成20年6月1日より修正施行する。

〃 平成21年4月1日より修正施行する。

〃 令和3年4月1日より修正施行する。

この規程は、令和4年11月1日より修正施行する。